

産 業 分 類 表

※調査票の業種区分は、本表を参考にしてください。

なお、事業所内で複数の業種区分に該当する事業を行っている場合は、収入額または販売額の最も多い方により決定してください。

労働基本調査 による業種区分	日本標準産業分類〈第13回改定〉による分類	
	大分類	中分類
1. 建設業	建設業	総合工事業、職別工事業（設備工事業を除く）、職別工事業
2. 製造業	製造業	食品品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
3. 卸小売業、 飲食店	卸売業、小売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業
	宿泊業、 飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
4. サービス業	学術研究、 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（他に分類されないもの）、広告業、技術サービス業（他に分類されないもの）
	生活関連サービス業、 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業
	教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業
	医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
	複合サービス事業業	郵便局、協同組合（他に分類されないもの）
5. その他	サービス業（他に分類 されないもの）	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、外国公務
	農業、林業	農業、林業
	漁業	漁業（水産養殖業除く）、水産養殖業
	鉱業、採石業、 砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
	情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
	運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業含む）
	金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業含む）
	不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
	公務	国家公務、地方公務
分類不能の産業	分類不能の産業	

労働基本調査 記入の手引き

《 記入者 》 できるだけ、貴事業所の人事労務関係の担当者が記入して下さい。

《用語の意味》

事務職 : 技術職、労務職以外の人（一般事務、経理、営業等）

技術職 : 資格を有する作業又は技術的訓練を基礎とした作業に従事する人（運転士、ボイラー技師、看護師、整備士等）

労務職 : 技術をあまり必要としない一般作業に従事する人（運搬、荷役、雑役、清掃、管理人、作業員等）

労働時間 : 就業規則で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を除いた時間。就業規則が無い場合は慣行。
なお、1週の労働時間が、一部週休二日制や変形労働時間制等により、異なる場合はその平均で記入して下さい。

平均的賃金月額 : 基本給の総額を人数で割って求めた平均額（時間外、通勤、家族、役職等の手当は含まない）

労働協約 : 労働組合と使用者との間で労働条件の基準について締結する協定。

就業規則 : 職場における労働条件及び服務規律と、その違反に対する制裁措置等を規定したもの。

育児休業 : 乳幼児をもつ労働者の申し出により、その労働者の育児のために一定期間休業することを認める制度。

介護休業 : 介護を必要とする父母、配偶者等をもつ労働者の申し出により、その労働者が一定期間休業することを認める制度。

《提出期限》 お手数ですが令和6年1月12日（金）までに、同封の返信用封筒で郵送して下さい。

調査内容等のお問い合わせは、
深川市経済・地域振興部
商工労働観光課商工労政係 へ
電話 26-2264
FAX 22-8134

※裏面の「産業分類表」を参照ください。